

児玉郡上里町大字

矢代将光 様



平成 年 月 日

矢代将光 様

国土交通省土地鑑定委員会委員長



国土交通省土地・水資源局長



不動産取引のアンケート調査ご協力をお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

国土交通省では、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に欠かすことのできない適正な地価の形成等を図るため、公示地価の判定等様々な土地政策を推進しています。このためには、不動産取引の実例をできる限り多く収集し、蓄積することが不可欠なことから、公示されている登記情報に基づいて、その取引の価格等に関するアンケート調査を実施しています。

地価公示などの制度は、皆様からご提供いただく情報により成り立っておりますので、何卒、調査の実施にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、皆様からのご回答は、具体的に以下の目的に使用させていただきます。

・公示地価の判定

国土交通省土地鑑定委員会（地価公示法第12条第1項に基づき国土交通省に設置されている委員会）は、地価公示法に基づき、全国の標準地における毎年1月1日時点の正常な価格を判定し、公表しています。公示地価は一般の土地取引の際の指標や公共用地の取得価格の算定の規準などとして活用されています。

・基準地価の判定

都道府県知事は、国土利用計画法に基づき、基準地における毎年7月1日時点の正常な価格を判定し、公表しています。基準地価は土地取引規制に際しての価格審査の規準にするなど適正な地価の形成に資することを目的としています。

・不動産取引価格情報の提供

国土交通省土地・水資源局では、実際に行われた取引の価格を、ご回答者の氏名、会社名等は削除し、物件の詳しい所在と詳しい面積をわからないようにして、ホームページ（<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>）で公表しています。

・その他、公共用地の取得に伴う損失の補償額算定及び適正な地価の形成に寄与する調査・研究のための貴重な資料として活用させていただきます。

ご回答の取り扱いにおきましては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法に則って適切に管理し、上記以外の目的には使用いたしません。また、税務関連機関の業務に流用されることも一切ありません。

この調査の趣旨をご理解賜り、過去一年以内に不動産取引が行われた場合には、別紙「土地取引状況調査票」に必要事項をご記入の上、10月26日までに同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます（期限までにご回答がなかった場合は、ご回答の確認のため、別途、葉書で照会状を送付させていただきますことをご了解願います。）。

なお、この調査は、社団法人日本不動産鑑定協会に委託しております。アンケート調査の実施等につきましては、お手数ですが別紙をご参照ください。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省土地・水資源局地価調査課地価公示室  
Tel 03-5253-8111 (代表)  
調査に関するお問い合わせ専用電話  
Tel 03-5777-4335